

# 固定資産税の課税免除 および減額措置について

過疎地域自立促進特別措置法が一部改正され、新たに鳥羽市が過疎地域に指定されました。これに伴い、産業の振興を図ることを目的に固定資産税の課税免除措置を講じます。また、この課税免除措置のほか、税制改正に伴う固定資産（家屋）に関する減額措置についてお知らせします。

税務課固定資産税係 ☎⑤ 1133

## 過疎地域自立促進特別措置法とは

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備などがほかの地域に比べて低い地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じるための法律です。

これにより、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などを図ることを目的とするものです。

## 過疎地域とは

人口が長期間にわたり減少した地域のことをいいます。

## 過疎地域の要件

次表の要件に該当する場合があります。

(1)かつ(2)に該当するする地域

- (1)人口要件：以下のいずれかに該当すること
  - ① S35年～H17年の人口減少率が33%以上
  - ② S35年～H17年の人口減少率が28%以上、高齢者比率(65歳以上)29%以上
  - ③ S35年～H17年の人口減少率が28%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)14%以下
  - ④ S55年～H17年の人口減少率が17%以上
 ただし、①、②、③の場合、S55年～H17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。
- (2)財政力要件：平成18年度～平成20年度の3か年平均の財政力指数が0.56以下かつ、公営競技収益が20億円以下であること。

本市は、(1)人口要件の④および(2)財政力要件に該当することから、新たに過疎地域として指定されました。

## 対象地域(適用地域)

本市全域が対象となります。

## 過疎地域に係る固定資産税の特例

市内において、次の要件のうち一定要件を満たすかたについて、過疎地域自立促進特別措置法および鳥羽市過疎地域自立促進特別措置実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例などに基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

## 対象となる業種

- 製造業
- 情報通信技術利用事業 (コールセンター)
- 旅館業 (下宿業を除く)

## 課税免除となる要件

- 青色申告書を提出している法人または個人
- 平成22年4月1日以降に取得した設備など
- 取得した設備などが租税特別措置法第12条(個人の場合同法第45条による特別償却を受けられる減価償却資産で、その取得価額が2,700万円を超えていること)

## 対象となる固定資産

- 市内に新築または増設した次の固定資産
- 家屋：直接、事業の用に供する部分
- 償却資産：製造業およびコールセンターの事業の用に供する機械および装置
- 土地：取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた土地で、直接事業の用に供する部分

## 課税免除期間

課税されることとなった年度から3年度分

## 課税免除の申請

固定資産税の課税免除を受けようとするかたは、当該設備などを取得後、事業の用に

供する日までに対象設備の新設(増設)届出書を税務課固定資産税係へ提出する必要があります。

その後、課税免除の対象に該当するかたは、固定資産税の課税免除申請書を1月1日現在で作成し、必要書類を添付の上、毎年1月31日までに提出していただきます。

なお、必要書類については、税務課固定資産税係へ問い合わせてください。

## 用語解説

### コールセンター

企業の中で顧客への電話対応を専門に行う部署。特に、通信販売事業者などが設けている一般消費者からの問い合わせ窓口受付となる大規模な電話対応センターのこと。

### 特別償却

一定の要件を満たす企業が通常の減価償却とは別枠で減価償却できる制度のこと。

### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3年間の平均値。標準的な税制のもとでの歳入が標準的な歳出を賄える比率を過去3年間平均したものです。

# 固定資産(家屋)の減額措置について

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修	認定長期優良住宅						
減額の要件など	昭和57年1月1日以前から存在する住宅 専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分が1/2以上)	平成19年1月1日以前から存在する住宅 専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分が1/2以上)  次のいずれかのかたが居住していること ①65歳以上のかた ②要介護認定または要支援認定を受けているかた ③障がい者	平成20年1月1日以前から存在する住宅 専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分が1/2以上)  現行の省エネ基準に適合するよう行われた30万円以上の工事	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき新築された住宅  専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分が1/2以上)						
対象期限	平成27年12月31日	平成25年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日						
改修内容	現行の耐震基準に適合するよう行われた工事であること  工事費が住宅1戸当り30万円以上であること	補助金を除く自己負担額が30万円以上で次の工事  ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室または便所の改良 ④手すりの取り付け ⑤床の段差の解消 ⑥引き戸への取替え ⑦表面の滑り止め化	次の①から④までの工事のうち、①のみまたは①を含む工事  ①窓の改修工事 ②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事  外気などと接するものの工事に限ります	耐久性、耐震性、維持管理、更新の容易性などの住宅機能が一定基準を満たすものとして建築前に県の認定を受けた住宅  1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下(1戸建て以外の貸家の場合、40㎡以上280㎡以下)であること						
減額内容	改修した家屋の固定資産税の1/2を減額(家屋1戸あたり120㎡まで) ほかの減額制度との併用はできません。 <table border="1"> <tr> <th>改修完了時期</th> <th>減額期間</th> </tr> <tr> <td>平成22年1月1日～平成24年12月31日</td> <td>2年度分</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日～平成27年12月31日</td> <td>1年度分</td> </tr> </table>	改修完了時期	減額期間	平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分	平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分	改修した家屋の翌年度分の固定資産税の1/3を減額(家屋1戸あたり100㎡まで)  新築住宅軽減または耐震改修の減額措置と同時に適用されません。	改修した家屋の翌年度分の固定資産税の1/3を減額(家屋1戸あたり120㎡まで)  新築住宅軽減または耐震改修の減額措置と同時に適用されません。	新築後、課税される固定資産税の1/2を減額(家屋1戸あたり120㎡まで)  3階建て以上の中高層耐火住宅…7年度分  上記以外の住宅…5年度分
改修完了時期	減額期間									
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分									
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分									
申請期限	工事完了後3か月以内	工事完了後3か月以内	工事完了後3か月以内	翌年の1月31日まで						
提出書類	①住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額申告書 ②現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書 ③改修工事の内容、費用、期間の確認ができるもの ④領収書	①住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書 ②増改築等工事証明書または、改修工事の内容、費用、期間の確認ができるもの ③納税義務者のかたなどの住民票の写し ④改修工事箇所の写真(改修前・改修後) ⑤領収書 ⑥居住者の要件を確認できるもの(手帳などの写し)	①住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書 ②省エネ基準に適合した工事であることの証明書(熱損失防止改修工事証明書) ③改修工事の内容、費用、期間の確認ができるもの ④改修工事箇所の写真(改修前・改修後) ⑤領収書	①認定長期優良住宅に係る固定資産税申告書 ②県が発行する長期優良住宅であることを証明する書類(認定通知など)						
その他	賃貸住宅も対象 共同住宅は住戸単位でなく棟全体で基準に適合すること。	賃貸住宅は対象外	賃貸住宅は対象外	賃貸住宅も対象						